

政策Ⅲ-3-(1)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化
16年度重点施策	① 研修会及び意見交換会等の実施 ② 外国F I U及び国際機関との連携強化 ③ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化
参考指標	① 各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況 ② 外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数） ③ 処理状況（年間届出件数及び提供件数）

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関等が犯罪に利用されないこと
重点目標	金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと

3. 政策の内容

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪で得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかける行為です。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われたりする等のおそれがあるため、当該行為を防止する必要があります。

金融庁では、疑わしい取引の届出について適切に情報提供するとともに、その実効性を確保するために、金融機関等及び法執行当局との意見交換を行なうとともに、外国機関との連携等を行なうことにより、マネー・ローンダリング対策等の強化に努めることとしました。

4. 現状分析及び外部要因

我が国では、平成4年に金融機関等に薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出を義務付けましたが、12年2月には届出の対象が200を超える重大犯罪の収益に係る取引にまで拡大され、その後、13年9月11日の米国同時多発テロ事件を受け、14年7月にテロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても届出対象となりました。

また、14年4月には、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（本人

確認法)が成立しましたが、その後、16年12月に、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」へ改正(16年12月30日施行)されました。

これらの制度拡大に加え、特定金融情報室として、金融機関等が疑わしい取引か否かを判断する際の参考事例を改訂・公表し、更に、説明会等を行うなど啓蒙活動を行ってきた結果、組織的犯罪処罰法施行後、届出件数は大幅に増加しているとともに、情報の質の改善もみられるところです。

また、特定金融情報室は、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策における国際協調を推進するため、FATF(金融活動作業部会)などの政府間機関の国際会議に積極的に参加することが求められるとともに、疑わしい取引に関する情報の交換を円滑に行うための枠組みについて、主要国のFIUとの間で順次整備を行う必要があります。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 金融機関等向け「疑わしい取引の届出」研修会及び意見交換会の実施

平成16年10月から12月にかけて、国内各地において、「疑わしい取引の届出」に関する研修会を実施しました。特に、郵政公社については、支社等へも参加を呼びかけ多数の参加者を得ました。

今後とも、様々な金融機関等向けに研修会及び意見交換会を実施することとしています。

② 捜査機関等法執行当局との意見交換

関係法執行当局とは随時情報交換を行っているほか、特に、17年5月には関係当局が一同に会しての意見交換会を開催しました。

今後とも、定期的に意見交換会を実施していく予定です。

③ 分析能力強化のための体制整備等

大量の疑わしい取引の届出に関する情報を整理・分析するためのシステムの維持及び処理能力向上のため、整理・分析能力の強化を図るための整備を行いました。

フレキシブルディスクによる届出に関し、紛失事案が生じたため、情報管理強化を図るべく、金融庁電子申請・届出システムを利用した届出の勧奨とそのためのシステムの整備を図りました。

④ 外国との連携等

16年7月にシンガポールFIU、12月に米国FIUとの間で情報交換取極を

締結しました。

F A T Fのアジア・太平洋地域N C C T（マネー・ローンダリング非協力国・地域）レビューグループ議長として、17年2月に2ヶ国・1地域（インドネシア共和国、フィリピン共和国、クック諸島）をマネー・ローンダリング対策に非協力な国・地域のリストから解除することに主導的役割を果たすなど、諸外国との協調関係等の構築に努めました。

F A T Fが定めるマネー・ローンダリング、テロ資金対策の基本的な枠組みである勧告の改定を受け、16年末の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定において、F A T F改定勧告の国内実施に向けた取組みを行うことが盛り込まれたことから、関係各課と協力し、改定勧告の遵守状況について、関係業界に対する調査を行うとともに、改定勧告のうち対応が必要なものの選別を行うなど、必要に応じ、関係省庁と国内実施のための調整を行いました。

A P Gの共同議長として、同事務局と連携し、組織・予算・総会の議事等の重要な方針の検討を行うとともに、今後とも、これら重要要件に関し、各国との調整にイニシアティブを発揮していくこととしています。

17年5月にモンゴルの中央銀行の要請を受け、預金保険機構と共にワークショップを開催し、マネー・ローンダリング対策等に関する具体的解説及び助言を行いました。

（2）評価

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を対象となる金融機関等の範囲を拡大して、各地で実施し、金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も下表のとおり増加しました。また、16年中の総届出件数の67.8%に当たる64,675件の届出に係る情報が、捜査機関等において犯罪捜査等に資すると認められ、活用されているように、情報の質も一定の向上が見られるところです。

特定金融情報データベースシステムについては、疑わしい取引の届出件数が大幅に増加し、大量の情報を整理・分析した後、迅速に捜査機関等に提供する必要があることから、当該システムに整理・分析能力向上を図るための整備を行いました。また、情報管理の強化のため、金融庁電子申請・届出システムを利用した届出の勧奨とそのシステムの整備を図りました。

法執行当局に対してより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と随時、意見交換を行いました。

更に、国際会議において積極的に参加・貢献し、F A T Fのアジア・太平洋地域N C C Tレビューグループ議長として2ヶ国・1地域をN C C Tリストから削除することに主導的役割を果たすとともに、A P G共同議長として諸外国との協調関係の構築等に努めました。また、シンガポールF I U及び米国F I Uとの間で情報交

換取極を締結するなど、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に努めました。加えて、16年末の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定において、FATF改定勧告の国内実施に向けた取組みを行うことが盛り込まれたことから、関係各課と協力して、改訂勧告の遵守状況について、関係業界に対し調査を行うとともに、改訂勧告のうち対応が必要なものの洗い出しを行うなど、必要に応じ、関係省庁と国内実施のための調整を行いました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えています。

【資料1 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）】

暦年（1～12月）	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
届出件数（件）	5	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768	95,315

（注）1996年1月から2000年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、2000年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出である。

6. 今後の課題

- （1）疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- （2）大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等が金融庁から提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。また、届出情報をデータベース化し分析するために活用している現行システムの維持、運用等及び増加する届出件数に対応する必要があります。大量の届出に関する情報管理の強化と業務の効率化・高度化のため、金融機関等に対して、更に金融庁電子申請・届出システムの活用を推奨していく必要があります。
- （3）マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進する

ことが不可欠であるため、今後もF A T F、A P G等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国F I Uとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。また、現行制度の下で疑わしい取引の届出件数の増加傾向が続く中、F A T F改定勧告の国内対応により新たな業態（弁護士、宝石商、貴金属商、不動産業等）にも届出義務が課されることになり、これら業態からの届出に伴う分析業務等の増大に加え、各業態を担当する省庁と緊密な連携を図る必要など、新たな業務量の増大が見込まれるため、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に資する分析業務等の実施に支障が生じるおそれがあることから、当該勧告の国内実施に向けて、一層の体制整備を図る必要があります。更には、F A T F、A P Gが改定勧告に基づいて新たに実施する各国の相互審査の本格化や、これまで各国F I U間の非公式な情報交換の場にとどまっていたエグモント・グループの国際機関化に伴い、これら国際機関の活動にも相応の貢献をしていくためにも、協力体制の強化を図る必要があります。

- (4) 以上を踏まえ、特定金融情報データベースシステムの維持、運営等及び急増している届出件数に対応するとともに、F A T F改訂勧告による新規業態への対応等及び国際業務における協力体制の強化を図るため、18年度において、予算・機構定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっています（疑わしい取引の届出件数は年々増加し、情報の質にも向上が見られる）が、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議等に積極的に参加する）必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 各業界との意見交換会の開催状況
- ・ 法執行当局との意見交換会の開催状況

- ・ 外国 F I U との連携や国際会議における連携・協力の実施状況
- ・ 処理状況（年間届出件数及び提供件数）

10. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室